

① 伐採方法が皆伐の場合の伐採に係る森林の状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

令和4年12月20日

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町
報告者 氏名 森林 太郎

伐採の期間の末日から30日以内であり、適正。

令和4年9月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

2 伐採の実施状況

全ての地番の合計面積を記載する。

伐採面積	2.00ha(うち人工林2.00ha)		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	100%
森林所有者(造林する者)の伐採跡地の確認の有無	有・無		
作業委託先	(有) 〇〇林業		
伐採樹種	スギ		
伐採齢	50		
伐採の期間	令和4年11月15日～令和4年12月10日		
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 500m		

3 備考

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇～〇)」のように記載すること。
- 当該報告を故意に行わなかった場合、又は虚偽の報告を行った場合は、罰則が適用される場合があること(伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告:30万円以下の罰金(森林法第210条))。

② 伐採方法が択伐の場合の伐採に係る森林の状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

令和4年12月15日

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町
報告者 氏名 森林 太郎

伐採の期間の末日から30日以内であり、適正。

令和4年9月15日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

2 伐採の実施状況

全ての地番の合計面積を記載する。

伐採面積	2.00ha(うち人工林0.00ha、天然林2.00ha)		
伐採方法	皆伐・ <u>択伐</u>	伐採率	40%
森林所有者(造林する者)の伐採跡地の確認の有無	<u>有</u> ・無		
作業委託先	〇〇森林組合		
伐採樹種	その他広葉樹		
伐採齢	50		
伐採の期間	令和4年10月1日～令和4年11月31日		
集材方法	<u>集材路</u> ・架線・その他()		
集材路の幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 400m		

3 備考

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇～〇)」のように記載すること。
- 当該報告を故意に行わなかった場合、又は虚偽の報告を行った場合は、罰則が適用される場合があること(伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告:30万円以下の罰金(森林法第210条))。

③ 伐採後に森林以外の用途に供されることとなる場合の伐採に係る森林の状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

令和5年4月20日

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町
報告者 氏名 森林 太郎

伐採の期間の末日から 30
日以内であり、適正。

令和5年2月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地

2 伐採の実施状況

伐採面積が1ha以下であり、適正。

伐採面積	0.50ha(うち人工林0.50ha、天然林0.00ha)		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	100%
森林所有者(造林する者)の伐採跡地の確認の有無	有・無		
作業委託先	(有) □□林業		
伐採樹種	ヒノキ		
伐採齢	50		
伐採の期間	令和5年3月12日～令和5年3月30日		
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 100m		

3 備考

伐採後に宅地造成を予定(転用予定時期: 令和6年2月)

伐採後の用途が森林以外(転用)である場合、その用途及び時期を記載する。

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇～〇)」のように記載すること。
- 当該報告を故意に行わなかった場合、又は虚偽の報告を行った場合は、罰則が適用される場合があること(伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告: 30万円以下の罰金(森林法第210条))。

④ 造林方法が人工造林の場合の造林に係る森林の状況報告

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

造林の期間の末日から30日以内であり、適正。

令和5年5月31日

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町1-2-4
報告者 氏名 森林 次郎

令和4年10月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	植栽	令和5年4月1日	スギ	1.00ha	2,500本	(有)〇〇林業	幼齢木保護具の設置
		令和5年5月18日	ヒノキ	1.00ha	2,500本		
天然更新	-	-	-	-	-	-	-

3 備考

令和5年3月1日に森林太郎から相続(共有者:森林三郎ほか2名)

相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報を記載する。

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 当該報告を故意に行わなかった場合、又は虚偽の報告を行った場合は、罰則が適用される場合があること(伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告:30万円以下の罰金(森林法第210条))。

⑤ 造林方法が天然更新の場合の造林に係る森林の状況報告

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

造林の期間の末日から30日以内であり、適正。

令和10年7月10日

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町1-2-3
報告者 氏名 森林 太郎

令和5年10月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	-	-	-	-	-	-	-
天然更新	ぼう芽更新、天然下種更新	令和5年12月21日～	クスギ	2.20ha	7,000本	/	防護柵の設置
		令和10年6月18日	その他広葉樹	1.10ha	別添のとおり		

3 備考

複数の樹種を造林した場合は、樹種ごとに記載されているか。

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 当該報告を故意に行わなかった場合、又は虚偽の報告を行った場合は、罰則が適用される場合があること（伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：30万円以下の罰金（森林法第210条））。

(別添の例1)

造林地の写真
(撮影日: 令和〇年〇月〇日)

造林地全体の遠景
(数枚)

更新樹種の生育状況(高さ
や成立本数)がわかる近景
(代表的な更新樹種がわ
かる近接写真を含む)
(数枚)

(別添の例2)

更新状況チェックリスト
(確認日: 令和〇年〇月〇日)

- 更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。
- 更新樹種の稚樹の本数が半径〇mの円内に〇本以上生育している。
- 伐採跡地が全体的に更新されている。

-

-